

2026かごしまの新特産品コンクール実施要領

1 目的

多様化する消費者ニーズに対応した売れる商品づくりを促進するため、県内で新たに開発・製造・改良された商品のコンクールを開催し、生産者の技術向上と製品開発意欲の高揚を図るとともに、入賞商品を広くPRすることにより、その販路拡大に努め、もって活力ある地場産業の育成・振興に寄与する。

2026年は荒茶生産量が2年連続全国1位となるなど、鹿児島県の魅力を発信する絶好の機会となっており、魅力ある県産品の新たな価値を発掘・発信し、「稼ぐ鹿児島」の実現を目指す。

また、2027年度には鹿児島県にゆかりの深い西郷隆盛が生誕200年・没後150年目の節目を迎える。この機会を捉え、鹿児島県の魅力を発信する新商品の創出に取り組むとともに、国内外の観光客等への土産品開発を促進し、県内への誘客を図る。

2 主催 かごしまの新特産品コンクール実行委員会

(構成：鹿児島県、鹿児島市、(公社)鹿児島県特産品協会)

3 協賛 (公社)鹿児島県貿易協会、鹿児島県信用保証協会、(株)鹿児島銀行、 (株)JR鹿児島シティ

4 後援 (一社)日本百貨店協会、(公社)鹿児島県観光連盟、(公財)鹿児島観光コンベンション協会

5 日時 令和8年10月20日(火) 9:00~16:00

- (1) 1次審査 9:00~11:30 (公開)
- (2) 2次審査(食品部門) 12:30~14:40 (一部非公開)
- 2次審査(工芸・生活用品部門) 13:00~14:00 (非公開)
- (3) 表彰式 15:15~15:55

※ 1次審査と並行して、百貨店などのバイヤーや県内企業等による内覧を実施する。

※ 1次審査の結果発表を概ね12:20に行う。

6 場所 鹿児島サンロイヤルホテル2階(高隈の間・太陽の間・開間の間) (住所：〒890-8581 鹿児島市与次郎1丁目8番10号 TEL：099-253-2020)

7 申込方法 電子申請又は郵送でお申込みください。(FAX不可)

(1) 電子申請の場合

以下のURL又はバーコードを読みとり、必要事項を入力してください。

電子申請フォームURL: <https://shinsei.pref.kagoshima.jp/yOLmPfjf>

二次元バーコード:



(2) 郵送の場合

「2026かごしまの新特産品コンクール応募票」(別紙)に必要事項を記入し、下記へ送付してください。

住 所：〒892-0828 鹿児島市金生町6番6号 よかど鹿児島本店ビル2階
(公社)鹿児島県特産品協会ブランド支援センター (TEL：099-223-9177)

(3) 申込期限：令和8年8月31日(月)当日消印有効

(4) 出 品 料：無料

(5) そ の 他：応募受付後、出品者の方には、9月下旬以降に「当日の注意事項」を送付する。

8 募集区分

- (1) 食品部門
- (2) 工芸・生活用品部門（工芸品及び生活用品等の非食品とする。）

9 出品商品の条件

出品商品は、一次産品や工業用品は除き、次のすべての条件に該当するものとする。また、**出品点数は1企業または個人につき、各部門1点のみとする。**

(1) 出品条件

- ① 県内の企業、団体及び個人が新たに県内で製造した商品、又は従来の商品に品質、デザイン、パッケージ等の面で新たな工夫、改良を加えた商品であること。ただし、品質保持等のため、工程の一部を県外で加工したものも出品可とする。
- ② 概ね令和6年以降に販売開始した商品、又は販売開始直前の段階にある商品であること。なお、試作品は対象外とする。
- ③ 品質表示など関係法令を遵守した商品であること。（食品表示についての問合せは、県消費者行政推進室「食品表示 110 番」 TEL：099-286-2533 へ）
- ④ 「かごしまの新特産品コンクール」において、過去に同一商品が入賞していないこと。
- ⑤ 地域の特性を活かしたもので、適量・継続的に生産可能な商品であること。
- ⑥ コンクール当日、コンクール会場に会場し、1次審査及び食品部門2次審査（1次審査通過時のみ）の際商品説明を行うこと。
- ⑦ コンクール当日や後日に主催者が実施する出品者アンケートや入賞者アンケートに協力すること。

(2) 注意事項

- ① **会場内での調理は禁止とする。食品部門で試食を準備する出品者は、試食用の使い捨て皿等にあらかじめ小分けし、尚且、審査員・バイヤーには、個別で試食提供できるよう準備すること。**
- ② **販売店・数量等を限定して販売する商品などについては募集対象外とする。**
- ③ 知的財産・食品表示等に関する問題が生じた商品は、入賞を取り消す場合がある。
- ④ 知的財産・食品表示等に関して生じた問題の責任については、出品者が負うものとし、主催者は一切の責任を負わない。また、それにより主催者側に損害が発生した場合は、出品者が負担を負うものとする。
- ⑤ 出品者が第三者の有する商標権等の知的財産権を利用する場合は、出品者の責任において必要な許可を得た上で、そのことを出品時に申し出ること。
- ⑥ 知的財産の保護については、必要に応じ応募者で手続きを行うこと。
※ 特に、商品名については事前に商標調査を行う、弁理士や知財総合支援窓口等に相談するなど応募者自らの責任でトラブルが発生しないよう必要な措置を講じること。
(問合せ先：INPIT 鹿児島県知財総合支援窓口 TEL:099-216-2081)

10 審査

(1) 審査員（14名）

食品部門（計8名）：流通2名、専門機関2名、消費者2名、海外向け商品関係者2名
工芸・生活用品部門（計6名）：流通2名、専門機関1名、消費者2名、海外向け商品関係者1名

(2) 特別審査員（1名）

西郷隆盛生誕200年・没後150年特別賞1名（食品部門、工芸・生活用品部門共通）

(3) 審査基準 次の基準に沿って審査し、審査員の協議により入賞商品を決定する。

- 地域特性：地域の素材を活用し、地域の特徴（歴史・風土・食文化・技術等）が伝わる商品であるか。

- 創意工夫：デザインやネーミング等が独創的であるか。また、素材加工や使いやすさ・食べやすさの工夫がなされた商品であるか。
 - 技 術 力：素材の特徴の生かし方や、製造技術が優れているか。
 - 市 場 性：新規性・話題性・ストーリー性に富み、量目・サイズ・価格などが適正であるか。また、適量が製造可能で、流通しやすい商品であるか。
 - 外国人向け土産品及び：外国人に中身や使い方が分かりやすく伝わる商品であるか。鹿児島の海外輸出の可能性 魅力が伝わる商品であるか。また、輸出の可能性のある商品であるか。
- (※ 鹿児島県貿易協会会長賞のみ)

(4) 審査基準（特別賞）

西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年特別賞：商品本体やコンセプト、パッケージのデザイン、ネーミングなどが「西郷隆盛」に関連している商品であるか。

(5) 審査方法

食品部門の 1 次審査は 2 ブロックに分割して審査しますので、各ブロック 4 名の審査員が審査に当たります。西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年特別賞は特別審査員が審査に当たります。

11 表彰

(1) 賞の概要

賞 名	食品	工芸・生活用品	備考
鹿児島県知事賞	1 品	1 品	
鹿児島市長賞	1 品	1 品	
鹿児島県特産品協会理事長賞	2 品	2 品	
西郷隆盛生誕 200 年・没後 150 年特別賞	1 品	1 品	
日本百貨店協会会長賞	1 品	1 品	贈答品にふさわしいものから選定
鹿児島県貿易協会会長賞	1 品	1 品	外国人向け観光土産品または海外輸出の可能性のあるものから選定
鹿児島県観光連盟会長賞	1 品	1 品	観光土産品にふさわしいものから選定
奨励賞	3 品	3 品	
合 計	11 品	11 品	

※ 審査の状況によっては、表彰商品数の内訳を変更する場合もある。

12 副賞の提供について

- (1) 協賛企業である鹿児島県信用保証協会が、令和 9 年度に作製・使用するノベルティとして、入賞商品の中から 1 商品を選定し、総額約 50 万円（税込価格）を購入する。購入された商品は、同協会を利用する県内の中小企業者に対し送付される。（商品選定後、出品者に対し鹿児島県信用保証協会より直接連絡する。）
- (2) 協賛企業である(株)鹿児島銀行が運営している「よかど鹿児島」の大型ビジョン等で全入賞商品を紹介する。
- (3) 協賛企業である(株)JR 鹿児島シティからはアミュプラザ鹿児島地下催事拠点での『入賞商品販売会』の開催及び、アミュプラザ鹿児島・さつまち鹿児島中央駅前の媒体、HP、SNS 等を活用したコンクール入賞商品、販売会の告知を行う。

13 入賞商品及び出品商品の販路開拓支援

- (1) 百貨店などのバイヤーを招待して出品商品の内覧を行い、バイヤーと出品業者との効果的なマッチングを図ることで、国内外への販路開拓を支援する。
- (2) バイヤー等の指導により入賞商品等に磨きをかけ、更なる販路開拓を支援する。
- (3) 県や鹿児島市などの各種事業を活用し、販路開拓支援を行う。

14 入賞商品のPR（予定）

- (1) 入賞商品のパンフレットを作成し、全国の流通関係者や旅行業者等に配布します。
※ パンフレット作成及び展示・PRのため、入賞商品は令和9年夏頃まで借用します。
- (2) 県内での展示・販売・PR
 - ① 鹿児島ブランドショップ ② センテラス天文館 ③ アミュプラザ鹿児島
 - ④ その他、各種イベント等でのPR
- (3) 県外での展示・販売・PR
 - ① かごしま遊楽館 ② 鹿児島県東京事務所 ③ 鹿児島県大阪事務所
 - ④ 鹿児島県、鹿児島市、(公社)鹿児島県特産品協会主催の物産観光展・商談会ほか
- (4) ECサイト「かごしま特産品ねっと かごいろ」にて入賞商品を販売
- (5) 鹿児島県、鹿児島市、(公社)鹿児島県特産品協会の広告媒体への掲載

15 出品商品の搬入・展示・搬出

- (1) 搬入日時：令和8年10月20日（火）8：15～8：45
搬出日時：令和8年10月20日（火）1次審査落選者 12：30～13：00
1次審査通過者 表彰式終了後～16：45
- (2) その他
 - ① 出品者の責任において、コンクール会場に搬入・展示・搬出すること。
 - ② 展示場所は商品の形状等を考慮し、事務局で指定する。
 - ③ 試食や展示に必要な備品等は各自準備すること。
 - ④ 離島からの出品に限り、出品商品を事前に送付したい場合は、(公社)鹿児島県特産品協会ブランド支援センター（TEL：099-223-9177）に相談すること。

16 問合せ先

- (1) 鹿児島県販路拡大・輸出促進課 TEL：099-286-3050 FAX：099-286-5581
- (2) 鹿児島市産業支援課 TEL：099-216-1323 FAX：099-216-1303
- (3) (公社)鹿児島県特産品協会 ブランド支援センター TEL：099-223-9177 FAX：099-227-0768
E-mail: k-contest@k-p-a.jp
(かごしまの新特産品コンクール事務局宛て)